

### 3 対策の基本項目

新型インフルエンザに対する対策は、感染の段階に応じて異なることから、各発生段階ごとに5つの分野に分け対策を進めることとします。

#### (1) 国及び地域における発生段階について

政府行動計画において、発生段階は次の表のとおりあらかじめ分類されています。

国全体での発生段階の移行については、WHO等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。

表中の「地域」について、政府行動計画では基本的に都道府県の範囲を指しますが、北海道の面積など地理条件などから、地域での発生状況は様々であり、発生状況に応じ柔軟な対応が必要になると考えられます。

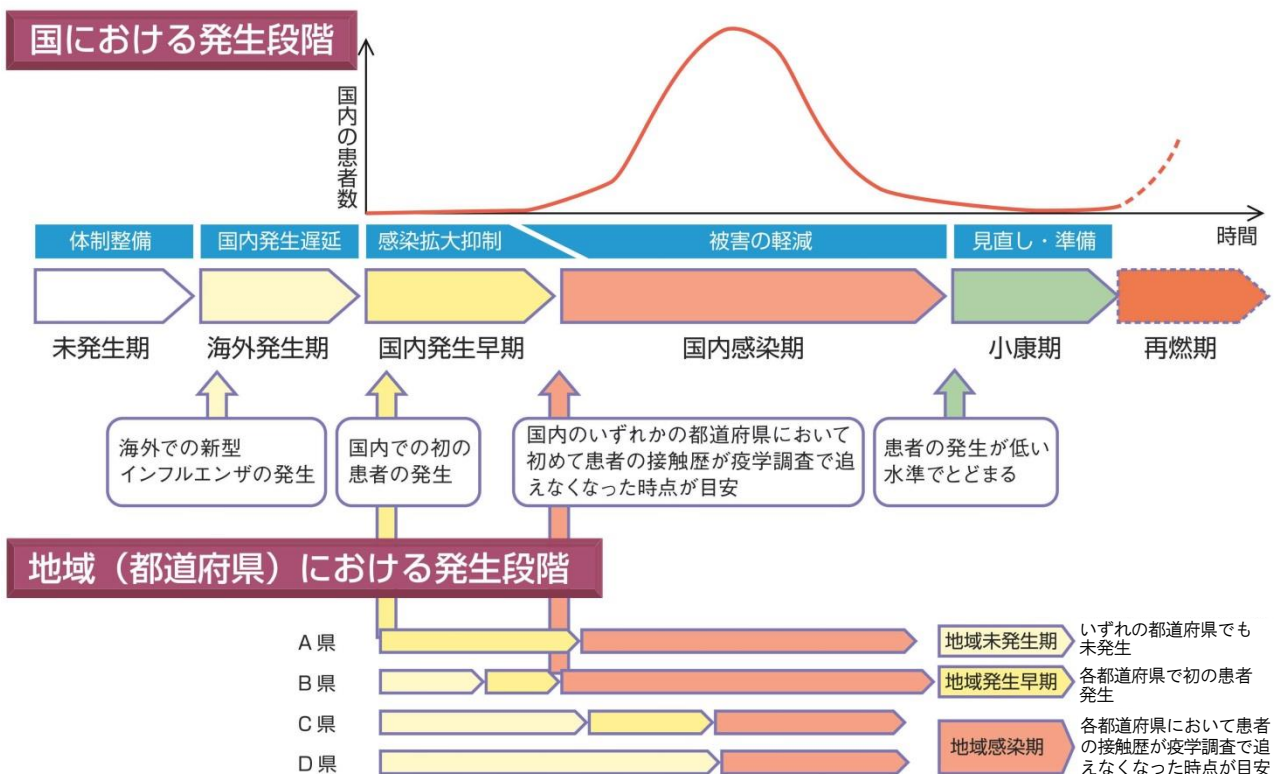
北海道は地域における発生段階を定め、その移行について、必要に応じて国と協議の上で判断することとしています。

市は、国や北海道などと連携し、各発生段階において適宜対応することとします。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、更には、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

#### <国及び地域（都道府県）における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



### ＜5つの発生段階＞

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階) ・地域未発生期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・地域発生早期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階) ・地域未発生期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・地域発生早期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・地域感染期：各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大→まん延→患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

#### ※ 緊急事態宣言について

国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、必要な措置を講ずるとされています。

緊急事態宣言において、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されます。

なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態措置の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定されます。

市を含む範囲において緊急事態宣言がされたときは、市は特措法に基づき、直ちに市対策本部を設置し、対策について国や北海道と十分に協議しながら対応します。

#### (2) 各発生段階で行う対策の分野について

政府行動計画を踏まえ作成された新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、北海道や近隣市町と連携して各発生段階に応じ、次の分野について対策を行います。

各発生段階で対策を行う分野について、総論ではその骨子を記載し、詳しくは各論で記載します。

#### ア 実施体制

市は、北海道や他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められます。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議体の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、市で一体となった取組を推進します。

#### イ 情報提供・共有

国や北海道などは新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するため、その管轄する衛生研究所などの研究・調査機関等が行うサーベイランスにより、いずれの発生段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し、各関係機関等が新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するための判断ができるようサーベイランスの結果を迅速かつ定期的に提供することとしています。

市は、国及び北海道等の要請に応じ、地域の実情に応じたサーベイランスの実施に適宜協力します。

また、新型インフルエンザ等の発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても市は新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。

こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことがいざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要です。

特に児童、生徒等について、学校における集団感染の発生が地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要です。

#### ウ まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

まん延防止対策について、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

市は個人や職場等における対策の普及を行い、国や北海道の要請に応じ、国や北海道が行うまん延防止について適宜協力します。

## エ 予防接種

予防接種は、特措法第28条による特定接種と同法第46条による住民接種が規定されています。

特定接種は、政府対策本部長が医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときに、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者で、①医療関係者②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員③指定公共機関を中心とした事業者（介護福祉事業者を含む。）④食料品製造業など国民生活・国民経済の安定に寄与する事業者（③を除く）の順とすることを基本としますが、実際の接種対象範囲や順番は発生時に政府対策本部にて決定します。

住民接種は、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、予防接種の対象者や期間を定め、市へ臨時に予防接種を行うよう指示します。

市はその定めにより接種を実施します。

なお、緊急事態宣言が行われていない場合でも予防接種法の規定により、市に対して臨時に接種を行うよう国や北海道から指示があった場合、その定めにより接種を実施します。

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

可能な限り多くの方へ早急に接種するため、健康な住民に対し集団的接種を基本として予防接種を行い、医学的ハイリスク者や妊婦については、個別に接種を行うようその接種体制を整備します。

ただし、パンデミックワクチンは、接種により重症化防止が期待できますが、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造されるため、細胞培養法等の新しいワクチン製造法を用いても全国民分のワクチンを製造するのに6か月かかるとされています。

全国的なワクチンの供給量やその病原性によっては、市は、まん延防止の対策を進めながら医学的ハイリスク者や妊婦の方などについて、政府対策本部が決定した接種順位により接種を実施します。

なお、この予防接種による健康被害については速やかに対応できるようあらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布し、健康被害が発生した場合は、予防接種法と同様に市が救済にあたります。

## オ 市民の生活及び地域経済の安定の確保

市は、新型インフルエンザ等発生時に市民生活及び地域経済への影響を最

小限とできるよう特措法に基づき一般市民の生活支援、並びに要援護者への生活支援、地域経済の安定、更には埋火葬について事前に十分な準備を行います。

なお、医療の提供体制は、国や北海道において抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出、予防投与や帰国者・接触者外来、入院病床、一般の医療機関での診療について関係機関等へ要請がされることから、市は、未発生期から国内発生早期は北海道からの要請に応じ適宜協力し、国内感染期においては関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者への支援に取り組みます。